



官報

号外 昭和二十三年四月一日

○第二回 参議院會議錄第二十六号

昭和二十三年三月三十一日(水曜日)午後八時三十分開議

議事日程 第二十四号

昭和二十三年三月三十一日

午後三時開議

第一 地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第二 煙草專賣法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

○副議長(松本治一郎君) 諸般の報告は御異議がなければ朗読を省略いたします。

一昨二十九日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

煙草專賣法の一部を改正する等の法律案

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を財政及び金融委員会に付託した。

煙草專賣法の一部を改正する等の法律案

同日議長は、予備審査のための左の内閣送付案を司法委員会に付託した。

官報号外 昭和二十三年四月一日 参議院會議錄第二十六号 議長の報告

檢察廳法の一部を改正する法律案 檢察審査会法案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律案

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律

同日議員から左の質問主意書を提出した。

引揚者問題に関する質問主意書(北條秀一君提出)

政府書類保管無責任に関する質問主意書(小川友三君提出)

重要外交に関する質問主意書(小川友三君提出)

電話の無い自治警察に関する質問主意書(小川友三君提出)

人力車、人力三輪車税に関する質問主意書(小川友三君提出)

國民バス設定に関する質問主意書(小川友三君提出)

(小川友三君提出)

警察官募集方針に関する質問主意書(小川友三君提出)

同日委員長から左の報告書を出した。地方自治法の一部を改正する法律案可決報告書

同日第九回文書表記載の請願書を左の委員会に付託した。

治安及び地方制度委員会 第三百四十三号 地方自治法の一部改正に関する請願書

國土計画委員会 第三百三十五号 呼子港修築に関する請願書

文化委員会 第三百三十二号 重要美術品国宝認定に関する請願書

第三百四十四号 下田町了仙寺の戦災復興費國庫補助に関する請願書

厚生委員会 第三百四十九号 あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法の一部改正に関する請願書

農林委員会 第三百三十一号 造林対策に関する請願書

第三百三十四号 新潟縣の土地改良事業予算増額に関する請願書

第三百三十六号 千々石川に貯水池築設に関する請願書

第三百四十号 宮城縣管排水改良事業費全額國庫負担に関する請願書

第三百四十八号 農村の各種事業費全額國庫負担に関する請願書

運輸及び交通委員会 第三百三十三号 運賃等の値上反対に関する請願書

第三百三十七号 富山港鐵道線拂下げに関する請願書

第三百三十八号 旧播丹鐵道線拂下げに関する請願書

第三百三十九号 旧鶴見臨港鐵道線外三地方鐵道線拂下げに関する請願書

第三百四十一号 関西本線、東京間直通列車運轉に関する請願書

第三百四十二号 豊岡村に運輸省の被服工廠存置に関する請願書

第三百四十七号 瀬上、船岡兩駅間に鐵道を敷設することに関する請願書

通信委員会 第三百四十六号 佐伯郵便局舎遷設並びに電話交換方式變更に関する請願書

財政及び金融委員会 第三百四十五号 農機具工業の生産資金確保に関する請願書

同日第九回文書表記載の陳情書を左の委員会に付託した。

治安及び地方制度委員会 第七十一号 電柱税等の賦課率制限撤廃に関する陳情書

第七十三号 國有林材の拂下分に對する課税に関する陳情書

第七十四号 地方競馬に地方税を賦課することに関する陳情書

第七十八号 発電水利使用料の引上げに関する陳情書

第八十号 地方財政制度の改正に関する陳情書(二件)

第八十二号 主要都道府縣に建議部新設に関する陳情書

國土計画委員会 第七十五号 治山事業の拡充整備に関する陳情書

第七十六号 河川の増補工事施行に関する陳情書

第七十九号 關東地方の水害復旧費國庫補助に関する陳情書

厚生委員会 第八十五号 國民健康保險制度改革に関する陳情書(二件)

昭和二十五年三月三十一日 第三回開議

労働委員会

第七十号 財務職員の待遇改善
に関する陳情書

農林委員会

第八十一号 地方公共団体に農
地を寄附することに關する陳情
書

第八十四号 土地改良事業の促
進に關する陳情書(二件)

電気委員会

第八十三号 只見川水系水力発電
開発に關する陳情書

決算委員会

第七十七号 中央出先機關の整
理統合に關する陳情書

在外同胞引揚問題に關する特別委員
会

第七十二号 在外同胞引揚促進
に關する陳情書(四件)

同日内閣總理大臣に左の者を政府委員
に任命することを承認した旨回答し
た。

國家公安委員 辻 二郎君

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

(証券局設置
審議委員会委員) 岡村 誠君
大藏省事務官

(銀行局長) 三井 武夫君
大藏省事務官

(総務局長) 齋藤 常勝君
大藏省事務官

同日内閣總理大臣から左の者を第二回
國會政府委員に任命した旨の通知を受
領した。

總理事務官 鈴木 俊一君

昨三十日内閣から予備審査のため左の
議案が送付された。

海上保安廳法案

政務次官の臨時設置に關する法律案

臨時資金調整法に伴う措置に關する
法律案

同日内閣から左の議案を提出した。

昭和二十一年度歳入歳出總決算

昭和二十一年度特別會計歳入歳出決
算

特殊財産資金歳入歳出決算

昭和二十一年度歳入歳出決算検査報
告

特殊財産資金歳入歳出決算検査報告

同日議長は、左の予備審査のための内
閣送付案を決算委員会に付託した。

海上保安廳法案

同日議員から左の質問主意書を提出し
た。

財團法人私立学習院に關する質問主
意書(中野重治君提出)

同日委員長から左の報告書を提出し
た。

煙草專賣法の一部を改正する等の法

法律案決議報告

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員岡村文四郎君提出農地利
用等に關する質問に對する答弁書

本日衆議院から左の内閣提出案を受領
した。

臨時物資需給調整法等の一部を改正
する法律案

同日内閣から左の議案につき委員会審
査省略の要求書を提出した。

臨時物資需給調整法等の一部を改正
する法律案

本日議員から左の議案を提出した。

各種公園の運営に關する決議案(一
松政二君提案)

同日一松政二君から左の議案につき委
員会審査省略の要求書を提出した。

各種公園の運営に關する決議案

農地利用等に關する質問主意書

右の質問主意書を國會法第七十四條
によつて提出する。

昭和二十三年三月二十三日

岡村文四郎

参議院議長松平恒雄殿

農地利用等に關する質問主意書

一、食糧増産上二毛作可能地帯は總
て農作を行ふことを必要とするも

過田墾殖地方に見るが如き勞力の
不足農作の充分なる収量を期待す

るため農作を好まざる等の理由に
より農作を行わざる面積(推定に

ても可)を各その理由別に挙げこ

に對して政府は如何なる対策を實
施しつつあるか又今後の計画を問
ふ。

内閣参事第四十三号
昭和二十三年三月三十日

内閣總理大臣 芦田 均

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員岡村文四郎君提出農地利
用等に關する質問に對し、別紙答弁
書を送付する。

参議院議員岡村文四郎君提出農
地利用等に關する質問に對する
答弁書

農作の作付利用狀態に關する最近
の調査は別表の通りであるが、そ

農作を行わざる主要原因別見積面積
(昭和二十二年二月一日農林統計調査)

れの復舊等による農村勞力の充
実、肥料等生産資材の恢復等によ
り漸次利用の高度化をみつつある
が、今後においても、土地改良、そ
の他技術の改善等により極力農作
地を開発利用し食糧等の増産に寄
與することは頗る緊要の事と認め
られるので、土地改良等に關する
開発事業を極力推進するは勿論、
適品種の改良、栽培法の改善、普
及等のため中央、地方を通ずる試
驗研究調査機關の整備、拡充、技
術移転施設の実施等々々適切な
施設を図り農作開発による食糧の
増産に遺憾なきを期しつつある次
第である。

主要原因	田面積	畑面積	計
排水不良	五八、八〇〇	九、六〇〇	六八、四〇〇
積雪長期	一八、八〇〇	一、八〇〇	二〇、六〇〇
休耕地、寒地	三、五〇〇	一、五〇〇	五、〇〇〇
土地改良工事施行	三、五〇〇	一、五〇〇	五、〇〇〇
山林、寒冷地	三、五〇〇	一、五〇〇	五、〇〇〇
水利関係(用水不足)	四、三〇〇	一、三〇〇	五、六〇〇
早期摘苗	一、三〇〇	一、三〇〇	二、六〇〇
災害復旧、被害者	二、五〇〇	一、五〇〇	四、〇〇〇
農地力不足	二、五〇〇	一、五〇〇	四、〇〇〇
地方保持	二、五〇〇	一、五〇〇	四、〇〇〇
春夏作予定(輪作)	二、五〇〇	一、五〇〇	四、〇〇〇
工場等の敷地予定	二、五〇〇	一、五〇〇	四、〇〇〇
苗床予定	二、五〇〇	一、五〇〇	四、〇〇〇
合計	一、五〇〇、五〇〇	一、五〇〇、五〇〇	三、〇〇一、〇〇〇

○副議長(松本治一郎君) これにより本日の会議を開きます。この際お諮りいたします。川上嘉君及び西園寺公一君より、病氣のためそれ〴〵二十日の諸般の申出がございました。許可いたすことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(松本治一郎君) 御異議ないと認めます。

○副議長(松本治一郎君) 日程第一、地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。治安及び地方制度委員長吉川末次郎君。

審査報告書

地方自治法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年三月二十九日

治安及び地方制度委員長 吉川末次郎

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

中井 光次 岡田喜久治

黒川 武雄 羽生 三七

阿竹齊太郎 大隅 憲二

岡本 愛祐 小野 哲
柏木 康治 駒井 藤平
鈴木 直人

要領書

一、委員会の決定の理由

新憲法の理念を具現し、地方自治行政の民主的運営に資するため地方公務員制度の確立は喫緊の要務であり、且つ右は慎重なる立案を要する。この法律案は右趣旨を規定するものであつて、適切な立法と認める。

二、事件の利害得失
附則第一條第二項の期限を延長することによつて、地方公務員制度の立案審議を慎重ならしめる利益がある。

三、費用
この法律に關しては別に費用を要しない。

地方自治法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十三年三月二十七日
衆議院議長 松岡 駒吉
参議院議長松平恒雄殿

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を次のように改正する。

附則第一條第二項中「昭和二十三年四月一日を」を「昭和二十三年五月一日に」、「制定」を「國会に提出」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

〔吉川末次郎君登壇、拍手〕

○吉川末次郎君 只今議題となりました地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、委員会の審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。本法案は、御覽のごとく極めて簡單なる法律改正案でありまして、昨年の十二月、地方自治法の一部改正が行われました際に、同法の附則第一條に「別に普通地方公共団体の職員に關して規定する法律は昭和二十三年四月一日までにこれを制定しなければならぬ」といふ一項が附加せられたのであります。この條文中「昭和二十三年四月一日まで」とありますのを、昭和二十三年五月一日までと改め、又「制定しなければならぬ」とありますのを「國会に提出しなければならぬ」と改正せんとするに過ぎないものでございます。

政府当局の説明によりますれば、先に國会において制定せられました國家公務員法に準拠いたしまして、地方公共団体の職員に關する制度を確立いたしますことは、極めて慎重の考慮を要し、現在までの準備の状況と睨み合せまして、これを改正案のごとく、五月一日までに國会に提出するよう、これが期限を延期し、又これを審議すべき國会の審議期間を拘束せざるよう「制定しなければならぬ」とあるのを、單に提出しなければならぬ」と改め、と改正せんとするのがその提案の趣旨でございます。

本委員会は、本法案の付託を受けましてより慎重にこれが審議を行い、採決の結果、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。右御報告申上げる次第でございます。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔議員起立〕
○副議長(松本治一郎君) 議員起立と認めます。よつて本法案は全会一致を以て可決せられました。

しますことは、極めて慎重の考慮を要し、現在までの準備の状況と睨み合せまして、これを改正案のごとく、五月一日までに國会に提出するよう、これが期限を延期し、又これを審議すべき國会の審議期間を拘束せざるよう「制定しなければならぬ」とあるのを、單に提出しなければならぬ」と改め、と改正せんとするのがその提案の趣旨でございます。

本委員会は、本法案の付託を受けましてより慎重にこれが審議を行い、採決の結果、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。右御報告申上げる次第でございます。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔議員起立〕
○副議長(松本治一郎君) 議員起立と認めます。よつて本法案は全会一致を以て可決せられました。

○副議長(松本治一郎君) 日程第二、煙草專賣法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。財政及び金融委員長黒田小雄君。

審査報告書
煙草專賣法の一部を改正する等の法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年三月三十日
財政及び金融委員長 黒田 英雄
参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名
星 一 岩本 哲夫
高橋龍太郎 渡多野 鼎
小宮山常吉 木内 四郎
玉屋、喜章 山田 佐一
西川甚五郎 松嶋 喜作
木村福八郎 高瀬莊太郎
小林米三郎 下條 恭兵

要領書
一、委員会の決定の理由
本改正は、最近における專賣法違反事件が急激に増加の傾向にあり、これを放擧するならば專賣事業の運営及び專賣益金の確保にも支障をきたすおそれがあるので、これが取締りとして專賣法の罰則を強化するとともに、昭和二十二年法律第七十二号で「日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律」によつて、昭和二十二年末で効力を失つた関係省令の規定を法律に繰込む等のため、煙草專賣法、塩專賣法、租税しより、しより、石油專賣法の一部を改正せんとするものであつて、適當な改正と認める。

二、事件の利害得失

この法律の施行によつて、專賣事業の運営並びに專賣益金を確保しうる利益がある。

三、費用

この法律施行のために、別に費用を要しない。

煙草專賣法の一部を改正する等の法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて國會議法第八十三條により送付する。

昭和二十三年三月二十九日

衆議院議長 松岡 駒吉

参議院議長 松平 恒雄殿

煙草專賣法の一部を改正する等の法律案

第一條 煙草專賣法の一部を次のように改正する。

第四十二條中の「命令」を除く外「命令」を「省令」に、「勅令」を「政令」に改める。

第七條に次の一項を加える。

前項ニ依ル耕作廢止ノ許可申請カ正當ノ事由ニ基キ爲サレタルトキハ公益ニ反セサル限り政府ハ許可ヲ拒ムコトヲ得ス

第二十二條第二項中「販賣ニ關スル規定ハ」の下に「本法ニ規定スルモノノ外」を加える。

第二十二條ノ二 政府ハ省令ノ定

ムル所ニ依リ煙草賣捌人ノ營業所ノ設備、營業ニ關スル帳簿、營業所ニ備ヘ置クヘキ製造煙草ノ種類、名稱、包裝別數量、製造煙草ノ保存方法、賣渡方法其ノ他賣渡ニ關スル事項及煙草賣捌人ノ組織スル組合ノ事業ニ付指示スルコトヲ得
政府ハ省令ノ定ムル所ニ依リ煙草賣捌人ヲシテ其ノ所有ニ係ル製造煙草ノ種類、名稱及包裝別數量ニ付申告ヲ爲サシムルコトヲ得
第三十三條に次の一項を加える。

煙草用巻紙製造者ハ省令ノ定ムル所ニ依リ製造場、貯置場及製造用器具機械ノ新設又ハ變更ニ付豫メ政府ノ許可ヲ受クヘシ
第三十三條ノ四に次の一項を加える。

政府ハ前項ノ納付ノ期日ヲ指示スルコトヲ得
第三十三條ノ七に次の二項を加える。

煙草用巻紙製造者煙草用巻紙ノ製造ヲ廢止シ若ハ休止シタルトキ又ハ製造ノ許可ヲ取消サレタルトキ現存スル煙草用巻紙ノ原料、販賣又ハ其ノ半製品ハ省令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受クルニ非サレハ之ヲ處分スルコトヲ得ス

第二項ニ依リ煙草用巻紙ノ製造、廢止ノ許可申請カ正當ノ理由ニ基キ爲サレタルトキハ公益ニ反セサル限り政府ハ許可ヲ拒ムコトヲ得ス

第三十三條ノ九 煙草用巻紙ハ政府又ハ政府ノ命ヲ受ケタル者ニ非サレハ之ヲ輸出シ又ハ輸入スルコトヲ得ス
政府ハ必要アリト認ムルトキハ省令ノ定ムル所ニ依リ特定人ヲ指定シテ煙草用巻紙ノ輸出又ハ輸入ニ關スル事務ノ一部ヲ取扱ハシムルコトヲ得

煙草用巻紙ノ輸出又ハ輸入ノ命ヲ受ケタル者及前項ニ依リ煙草用巻紙ノ輸出又ハ輸入ニ關スル事務ノ取扱ヲ爲ス者ハ省令ノ定ムル所ニ依リ當該輸出又ハ輸入ニ關シ報告又ハ届出ヲ爲スヘシ
本條ニ定ムルモノノ外煙草用巻紙ノ輸出及輸入ニ關スル規定ハ省令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十六條中「移出シ、」を「又ハ」に改め、「シ又ハ移入」を削る。
第三十七條中「移出者、」を「若ハ」に改め、「若ハ移入者」を削り、「移出、」を「又ハ」に改め、「又ハ移入」を削る。

第三十七條ノ三 政府前二條ニ依リ許可ヲ取消サシムルストキハ豫メ本人ニ其ノ旨及本人ニ於テ之ニ不服アルトキハ辯明書ヲ提出スヘキ旨通知スルヲ要ス
前項ノ辯明書ノ提出アリタルトキハ政府ハ之ヲ審査シタル後ニ非サレハ許可ノ取消ヲ爲スコトヲ得ス

但シ前項ノ通知アリタル日ヨリ二十日以内ニ辯明書ノ提出ナカリシトキハ此ノ限ニ在ラス
第四十一條ノ二中「十圓以上五百圓」を「五萬圓」に改める。
第四十二條、第四十四條及び第四十五條中「五圓以上百圓」を「三萬圓」に改める。
第四十六條中「五圓以上五十圓」を「五千圓」に改める。
第四十七條中「三圓以上三十圓」を「五千圓」に改める。
第四十八條及び第四十九條中「五百圓」を「五萬圓」に改める。
第四十九條ノ二 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第二十二條ノ二第一項ニ依リ政府ノ指示シタル事項ニ違反シタル者
二 第二十二條ノ二第二項ニ依リ申告ヲ怠リ又ハ虚偽ノ申告ヲ爲シタル者

第五十條中「五圓以上三百圓」を「三萬圓」に改める。
第五十一條中「百圓」を「一萬圓」に改める。
第五十二條中「三十圓以上千圓」

を「五萬圓」に改める。
第五十三條中「二圓以上二十圓」を「五千圓」に改める。
第五十四條中「五圓以上百圓」を「五千圓」に改める。
第五十四條ノ二 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三萬圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第三十三條第三項ニ違反シタル者
三 第三十三條ノ三第二項ニ依リ政府ノ命令ニ違反シタル者
三 第三十三條ノ七第二項ニ違反シタル者

第五十四條ノ三 正當ノ事由ナクシテ第三十三條ノ四第二項ノ期日ニ納付セサル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス
第五十五條中「第三十三條ノ七」の下に「第一項」を加え、「五百圓」を「三萬圓」に改める。
第五十五條ノ二中「五千圓」を「五萬圓」に改める。

第五十五條ノ三 第三十三條ノ九第三項ニ規定スル報告若ハ届出ヲ怠リ又ハ虚偽ノ報告若ハ届出ヲ爲シタル者ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス
第五十六條中「許可ヲ受ケサル者ノ耕作若ハ試作シタル葉煙草又ハ」及び「葉煙草若ハ」を削り、「十圓以上五百圓」を「五萬圓」に改める。

を「五萬圓」に改める。
第五十三條中「二圓以上二十圓」を「五千圓」に改める。
第五十四條中「五圓以上百圓」を「五千圓」に改める。
第五十四條ノ二 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三萬圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第三十三條第三項ニ違反シタル者
三 第三十三條ノ三第二項ニ依リ政府ノ命令ニ違反シタル者
三 第三十三條ノ七第二項ニ違反シタル者

第五十四條ノ三 正當ノ事由ナクシテ第三十三條ノ四第二項ノ期日ニ納付セサル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス
第五十五條中「第三十三條ノ七」の下に「第一項」を加え、「五百圓」を「三萬圓」に改める。
第五十五條ノ二中「五千圓」を「五萬圓」に改める。

第五十五條ノ三 第三十三條ノ九第三項ニ規定スル報告若ハ届出ヲ怠リ又ハ虚偽ノ報告若ハ届出ヲ爲シタル者ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス
第五十六條中「許可ヲ受ケサル者ノ耕作若ハ試作シタル葉煙草又ハ」及び「葉煙草若ハ」を削り、「十圓以上五百圓」を「五萬圓」に改める。

を「五萬圓」に改める。
第五十三條中「二圓以上二十圓」を「五千圓」に改める。
第五十四條中「五圓以上百圓」を「五千圓」に改める。
第五十四條ノ二 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三萬圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第三十三條第三項ニ違反シタル者
三 第三十三條ノ三第二項ニ依リ政府ノ命令ニ違反シタル者
三 第三十三條ノ七第二項ニ違反シタル者

第五十七條第一項中「煙草賣捌人ニ在リテハ百圓以上千圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ他ノ者ニ在リテハ十圓以上三百圓」を「五萬圓」に改め、同條第二項中「違反シテ」の下に「葉煙草又ハ」を、「犯罪ニ係ル」の下に「葉煙草又ハ」を加え、「五百圓」を「五萬圓」に改める。

第五十八條中「百圓以上五百圓」を「五萬圓」に改める。

第五十九條中「十圓以上百圓」を「五萬圓」に改める。

第六十條中「二十圓以上五百圓」を「五萬圓」に改める。

第六十二條中「百圓」を「一萬圓」に改める。

第六十三條中「移出者」を「若ハ」に改め、「若ハ移入者」及び「又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定」を削る。

第六十四條中「又ハ本法ニ基キテ發スル命令」を削る。

第六十五條中「移出者」を「若ハ」に改め、「若ハ移入者」「戸主、家族、」及び「又ハ本法ニ基キテ發スル命令」を削る。

第六十六條及び第六十七條中「又ハ本法ニ基キテ發スル命令」を削る。

第八十七條 削除

第二條 煙草賣捌法の一部を次のように改正する。

第十七條ノ十並びに第四十條ノ

五第三号及び第四号中の「命令」を除く外「命令」を「省令」に、「勅令」及び第四十條ノ五第四号中の「命令」を「政令」に改める。

第三條中「シ又ハ本法ヲ施行セサル地ヨリ移入」を削る。

第五條第一項中「若ハ移入シ」を削る。

第七條中「又ハ移入シ」を削る。

第十二條に次の二項を加える。
鹽製造者鹽又ハ苦汁ノ製造ヲ廢止シ若ハ休止シタルトキ又ハ製造ノ許可ヲ取消サレタルトキ現存スル鹹水又ハ鹹砂ハ省令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受クルニ非サレハ之ニ處分スルコトヲ得ス

第一項ニ依リ鹽及苦汁ノ製造廢止ノ許可申請カ正常ノ事由ニ基キ爲サレタルトキハ公益ニ反セサル限り政府ハ許可ヲ拒ムコトヲ得ス

第十三條に次の二項を加える。
政府前項ニ依リ許可ヲ取消サムトスルトキハ豫メ本人ニ其ノ旨及本人ニ於テ之ニ不服アルトキハ辯明書ヲ提出スヘキ旨通知スルヲ要ス

前項ノ辯明書ノ提出アリタルトキハ政府ハ之ヲ審査シタル後ニ非サレハ許可ヲ取消ヲ爲スコトヲ得ス

但シ前項ノ通知アリタル日ヨリ二十日以内ニ辯明書ヲ提出

出ナカリシトキハ此ノ限ニ在ラス

第十五條ノ二中「又ハ移入シ」を削る。

第十七條ノ十四中「之ヲ販賣スルコトヲ得ス」の下に「本法ニ規定スルモノノ外」を加える。

第十七條ノ十五 政府ハ必要アリト認ムルトキハ省令ノ定ムル所ニ依リ鹽元賣捌人ニ對シ營業所又ハ鹽貯藏所ノ設置ヲ命スルコトヲ得

鹽賣捌人營業所又ハ鹽貯藏所ヲ設置又ハ變更セムトスルトキハ省令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クヘシ

第十七條ノ十六 政府ハ省令ノ定ムル所ニ依リ鹽賣捌人ノ營業所又鹽貯藏所ノ設備、備へ置クヘキ鹽ノ種類、數量、鹽保存ノ方法其ノ他鹽ノ賣渡ニ關スル事項並鹽賣捌人ノ組織スル組合ノ事業ニ付指示スルコトヲ得

第十七條ノ十七 政府ハ省令ノ定ムル所ニ依リ鹽ノ買受代金ニ付擔保ノ提供ヲ受ケ延納を許可スルコトヲ得

政府ハ省令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ規定ニ依リ延納ノ許可ヲ受ケタル鹽元賣捌人ノ業務及經理ノ狀況ニ關シ監督ヲ爲スコトヲ得

政府ハ前項ノ規定ニ依リ監督ノ

結果ニ依リ延納繼續ノ必要ナシト認ムタルトキハ第一項ノ規定ニ依リ延納ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第十九條第一項中「シ又ハ本法ヲ施行セサル地ニ移出」を削り、同條第二項中「本法ヲ施行セサル地ニ移出シ」を削る。

第二十五條中「五百圓」を「五萬圓」に改め、「鹽又ハ苦汁ニ付テハ第十八條ノ賣渡定價ニ相當スル金額ヲ、鹹水ニ付テハ」を削り、「又ハ第十二條」を「第十一條第二項本文又ハ第十二條第一項」に改める。

第二十六條中「若ハ移入者」を削り、「五十圓」を「五萬圓」に改め、「政府ノ指定シタル運搬通路ニ依ラスシテ鹽又ハ苦汁ヲ運搬シタルトキ亦同シ」を削る。

第二十六條ノ二 鹽製造者又ハ鹽ノ輸入者正當ノ事由ナクシテ政府ノ指定シタル運搬通路ニ依ラスシテ鹽又ハ苦汁ヲ運搬シタルトキハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十七條中「百圓」を「三萬圓」に改める。

第二十八條中「三十圓」を「一萬圓」に改める。

第二十九條中「三十圓以上三十圓」を「一萬圓」に改める。

第三十條中「第十一條」を「第十一條第一項及第二項但書」に、「三十圓」を「千圓」に改める。

第三十條ノ二中「三百圓」を「三萬圓」に改める。

第三十條ノ三中「十圓以上五百圓」を「五萬圓」に改める。

第三十條ノ四 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十七條ノ十五又ハ同條ニ依リ政府ノ命令ニ違反シタル者

二 第十七條ノ十六ニ依リ政府カ指示シタル事項ニ違反シタル者

第三十一條中「五圓以上五十圓」を「三萬圓」に改める。

第三十二條中「三十圓」を「一萬圓」に改める。

第三十三條中「三十圓以上三十圓」を「一萬圓」に改める。

第三十五條及び第三十六條中「又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定」を削る。

第三十七條中「戸主、家族、」及び「又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定」を削る。

第三十八條中「又ハ本法ニ基キテ發スル命令」を削る。

第四十二條 削除

第三條 粗製しよう鹽、しよう鹽油賣捌法の一部を次のように改正する。

第二十三條中の「命令」を除く外「命令」を「省令」に改める。

第四條中「外國ニ輸出シ又ハ内

地産物ノ輸送ヲ爲スルモノ輸送スルニ改める。

第五條中「外國ニ輸出シ又ハ内地臺灣間ノ輸送ヲ爲スルモノ輸送又ハ輸入スルニ改める。

第六條に次の一項を加える。

前項ニ依ル製造廢止ノ許可申請カ正當ノ事由ニ基キ爲サレタルトキハ公益ニ反セサル限り政府ハ許可ヲ拒ムコトヲ得ス

第十條第二項を次のように改める。

政府前項ニ依リ許可ヲ取消サムトスルトキハ豫メ本人ニ其ノ旨ハ辯明書ヲ提出スヘキ旨通知スルヲ要ス

前項ノ辯明書ノ提出アリタルトキハ政府ハ之ヲ審査シタル後ニ非サレハ許可ノ取消ヲ爲スコトヲ得ス

但シ前項ノ通知アリタル日ヨリ二十日以内ニ辯明書ノ提出ナカリシトキハ此ノ限ニ在ラス

第十五條中「十圓以上百圓」を「三萬圓」に改める。

第十六條中「十圓以上五百圓」を「五萬圓」に改め、「又ハ第十條第二項ノ停止ノ處分」を削る。

第十七條中「一圓以上一圓九千五錢以下ノ料料」を「千圓以下ノ罰金」に改める。

第十八條中「三圓以上三十圓」を

「一萬圓」に改める。

第十九條中「三圓以上三十圓」を「一萬圓」に改める。

第二十條及び第二十一條中「又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定」を削る。

第二十二條中「戸主、家族、及び「又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定」を削る。

第二十三條第一項中「又ハ本法ニ基キテ發スル命令」を削り、同條第二項中「命令」を「政令」に改める。

第二十四條 削除

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

〔黒田英雄君登壇 拍手〕

○黒田英雄君 只今上程に相成りました煙草專賣法の一部を改正する等の法律案につきまして、委員会の審議の経過並びに結果を御報告をいたします。

この法案は、煙草專賣法の一部と塩專賣法の一部並びに租税しより鹽、しより鹽油專賣法の一部の改正というものを合んでおるのであります。最近の経済の状況によりまして、專賣法の違反事件が非常に多数に上つて参つておるのであります。殊に煙草の値上げ等に件いまして、その取締りを強化いたしましたというところ、專賣の事業の運営の円滑を期することもできず、又專賣益金の所期の効果を挙げる事ができな

いような状況であるのであります。従ひましてこの取締りを強化いたしますことは勿論、一面においてその罰則の規定も嚴重にいたさなければならんという必要で、本法案が提出されておるのであります。これらの專賣法の罰則の多くは明治の時代に制定されたものであります。最高は罰金五百圓といふような程度に相成つておるのであります。これを五万円に引上げようといふのであります。それによりましてこの取締りの目的を達しようといふのが本法案の制定の目的であるのであります。

これにつきましては委員の間におきまして、五万円も今日の経済状況においては低きに失するのではないかとはいふような御質問もあつたのであります。が、これは他の罰則との權衡上こういふふうに定めたのであるといふやうなことがあつたのであります。

かくて採決に入りまして、全会一致を以て政府原案通り可決すべきものと決定をいたしましたのであります。これを以て報告を終ります。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔賛成起立〕

○副議長(松本治一郎君) 賛成起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○副議長(松本治一郎君) この審議日程に追加し、臨時物資需給調整法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付、委員会審査省略要求事件)を議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(松本治一郎君) 異議ないと認めます。本案につきましては、内閣から委員会の審査を省略せられたという要求に接しております。内閣の要求通り委員会の審査を省略し、直ちに本案の審議に入ることに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(松本治一郎君) 異議ないと認めます。よつてこれより本案提出の趣旨説明の発言を許します。栗栖國務大臣。

臨時物資需給調整法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十三年三月三十一日
衆議院議長 松岡 駒吉
参議院議長 松平 恒雄殿

臨時物資需給調整法等の一部を改正する法律案

第一條 臨時物資需給調整法の一部

を次のように改正する。

第三條の二 主務大臣は、特別の必要があると認めるときには、この法律に基く権限の一部を地方公共團體の長に委任することができる。

附則中「昭和二十三年四月一日」を「昭和二十四年四月一日」に改める。

第二條 石油配給公團法の一部を次のように改正する

第三十條第一項中「昭和二十三年四月一日」を「昭和二十四年四月一日」に改める。

第三條 配炭公團法の一部を次のように改正する。

第三十二條第一項中「昭和二十三年四月一日」を「昭和二十四年四月一日」に改める。

第四條 肥料配給公團法の一部を次のように改正する。

第三十二條第一項中「昭和二十三年四月一日」を「昭和二十四年四月一日」に改める。

第五條 酒類配給公團法の一部を次のように改正する。

附則第二條第一項中「昭和二十三年四月一日」を「昭和二十四年四月一日」に改める。

第六條 食料品配給公團法の一部を次のように改正する。

第三十一條第一項中「昭和二十三年四月一日」を「昭和二十四年四

月一日」に改める。

第七條 飼料配給公國法の一部を次のように改正する。

第三十二條第一項中「昭和二十三年四月一日」を「昭和二十四年四月一日」に改める。

第八條 油糧配給公國法の一部を次のように改正する。

第三十一條第一項中「昭和二十三年四月一日」を「昭和二十四年四月一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

【國務大臣栗栖勉夫君登壇 拍手】
○國務大臣(栗栖勉夫君) この臨時物資需給調整法等の一部を改正する法律案を提案いたします理由を御説明申し上げます。

第一に、臨時物資需給調整法の改正を要する点について御説明申し上げます。臨時物資需給調整法は一昨年九月三十日より施行せられ、この法律に基いて産業の回復及び振興を図り、日本経済を安定させるに必要な物資に関する統制を実施して参つたのであります。この法律は日本の経済危機突破のための非常立法であり、飽くまで暫定的なものでありますので、この点を明確にするため、附則において本年四月一日又は経済安定本部廃止のいずれか早い時に失効する旨を規定してあるものであります。然るに最近における日本

経済の実情はますます深刻となつて來ており、経済の危機を克服して経済安定を図るためには、少くとも今後一年間は強力な物資の統制を継続する必要がありますと考えられますので、附則を改正して、明年四月一日までこの法律の効力を延期したいと考えるのであります。

次に第一國會において地方自治法の一部が改正されましたのに關連して、臨時物資需給調整法の一部を改正する必要が生じたのであります。地方自治法第四十八條の改正によりまして、今後國の事務を地方公共團體の長に委任するときは、法律又は政令によりななければならないこととなつたのであります。臨時物資需給調整法に基く主務大臣の権限の一部、例えば指定配給物資の割当の権限のごときは、都道府縣知事又は市町村長に委任することが配給統制の実施を円滑に行うため必要であるのであります。臨時物資需給調整法には從來権限委任の規定がありませんので、新たにこの法律に基く権限の一部を地方公共團體の長に委任できる旨の規定を置くこととした次第であります。

第二に、各種の配給公國法の改正を要する点について御説明申し上げます。

石油配給公國法、配炭公國法、肥料配給公國法、酒類配給公國法、食料品配給公國法、飼料配給公國法、油糧配給公國法の各配給公國法は、重要な基礎

的物資、國民生活用物資等であつて徹底的の統制を実施する必要があるものについて、その一手買取販賣機關の設立の根拠法として制定されたものであります。これらの公國法は、普通の割当配給の手続によつては適切な配給の確保が困難な重要物資について、一手買取販賣を実施して参つたのであります。これらの配給公國法は、臨時物資需給調整法と同様、緊急事態における措置として各配給公國法の附則において、本年四月一日に失効する旨規定してあるものであります。各種の配給公國法による配給統制は、少くとも今後一年間は継続する必要がある事態にありま

すので、臨時物資需給調整法と同様、明年四月一日までこれらの配給公國法の効力を延期したいと考える次第であります。

以上が本改正法律案を提案いたしました理由であります。何とぞ御審議の上速かに御協議あらんことをお願いする次第であります。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

【議員起立】

○副議長(松本治一郎君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○副議長(松本治一郎君) この際日程に追加し、各種公國法の運営に關する決議案を議題といたしたいと存じます。本件は発議者一松政二君の要求通り、委員会の審査を省略し、直ちに本案の審議に入ることに御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】
○副議長(松本治一郎君) 御異議ないと認めます。一松政二君。

各種公國法の運営に關する決議案
右の議案を國會法第五十六條によつて発議する。

昭和二十三年三月三十一日

發議者 一松 政二
參議院議長松平恒雄殿

各種公國法の運営に關する決議
各種公國法は、その組織及び機構につき幾多改正すべきものがあるばかりでなく、その運営については早くも官僚化せるものが多い。
政府は、各公國毎に充分調査した上關係者に不便と無理を強要しないよう留意し廣く民間業者を活用するの措置を講ずべきである。
右決議する。

【一松政二君登壇、拍手】

○一松政二君 各種の公國法につきましては、第一回國會におきまして長く審議をし、その経過については皆さん御承知の通り、これを止むを得なければ修正してやうという意見が沢山あ

つたのであります。御承知の通りの事情で國會を通過したのでありますけれども、國民の希望するところと相去ること甚だ遠かつたものがあるであります。只今止むを得ざる事情によりまして一年間延期することは今決定された通りでありますけれども、この公國の中には、その組織や機構について幾多改善せなければならぬものがある。又その運営について早くも官僚化し、そして資金についても、その運営についても、或いは從業員についても、關係者が甚だ困つており、不満足を訴えておるものが多々あるのであります。殊に石炭の配給公國のごときにおきましては、他の公國法と違ひまして業者が全然これに關與してない。でありまして、その幾多の陳情が参つておりまして、業者をしてこれに配給させよ。而も石炭のごときにおきましては、量におきましても、質におきましても、これは消費者の方では泣き寝入りになつてゐる。數量の足りてゐるものは殆んどないのであります。これがすべて泣き寝入りになつて、あるがままに受取らざるを得ない各種の不平が業者の間に起つておるのであります。政府はこれらの点について十分調査して、そして公國法の目的に即ちうようにこれをやらなければならぬと思ふので、これが私が公國法の運営に關しまして決議案を提出いたしますところの理由なのであります。殊に酒類の

ごときは、殆んど全国におきまして、いわゆる税金のために自由販賣をしておるのであります。家庭配給に廻るものは殆んど言うに足りない。或いは報奨物資、或いは飯山の特別配給用として確保されるだけでありまして、而も政府が直接監督し得るところの醸造高は、いわゆる闇の醸造に比較して、殊に酒については問題にならん状態にあるのであります。私はむしろ政府はこの酒の公園のごときは早く解消して、そうして一日も早くこれを自由販賣に持つて行つて、そうして闇の醸造を禁止しなければ、國民生活に及ぼす影響或いは國民道德の向上は期して得られないと思つてあります。こういう事情に基きまして、私はここに決議案を皆さんの前に提案する次第であります。今この決議案の全文を朗読いたします。

各種公園の運営に関する決議
各種公園法は、その組織及び機構につき幾多改正すべきものがあるばかりでなく、その運営については早くも官僚化するものが多い。政府は、各公園毎に十分調査した上関係者に不便と無理を強要しないよう留意し、廣く民間業者を活用するの措置を講ずべきである。

右決議する。
以上申し上げましたような決議案でありますから、どうか皆様方におかれましては慎重に御審議の上、御賛成あらんことを希望する次第であります。以上簡単に理由を御説明申し上げます。

○副議長(松本治一郎君) 本決議案に對しまして討論の通告がございます。油井賢太郎君。

〔油井賢太郎君登壇、拍手〕
○油井賢太郎君 只今一松商業委員長より決議案が上程されましたが、我が民主党におきましては、誠に尤もなる決議案といたしまして賛意を表する次第であります。即ち各種公園によりまして、我が國の経済界は、官僚の最も悪い面をこの公園によりまして出現されておるといふような矛盾を感じておる次第であります。一刻も早く自由競争なる経済界の現出を見るということ、やはり我々國民の要望の一つであります。よつて、この決議案に對し全面的賛意を表する次第であります。以上賛成演説を終ります。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) これにて討論は終結いたしました。只今の各種公園の運営に関する決議案(一松政二君発議)に賛成の諸君の起立を請います。

〔議員起立〕
○副議長(松本治一郎君) 議員起立と認めます。よつて本決議案は全会一致を以て可決せられました。これにて本日の議事日程は終了いたしました。明日は午後二時より開会いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後八時五十七分散会

出席者は左の通り。

副議長 松本治一郎君

議員

藤田 芳雄君	岩間 正男君
竹下 豐次君	赤木 正雄君
木下 辰雄君	堀越 儀郎君
高瀬 莊太郎君	高田 寛君
久松 定武君	加賀 操君
島津 忠彦君	小野 哲君
新谷 實三郎君	松井 道夫君
服部 教一君	姫井 伊介君
伊藤 保平君	小宮山常吉君
飯田 精太郎君	藤野 繁雄君
米倉 龍也君	田村 文吉君
柏木 康治君	岡部 常君
岸男 仁藏君	島村 軍次君
山本 勇造君	田中 耕太郎君
鈴木 直人君	岡本 愛祐君
駒井 藤平君	高橋 龍太郎君
村上 義一君	河井 彌八君
佐佐 弘雄君	中村 正雄君
千葉 信君	大野 幸一君
木村 晴八郎君	下條 恭兵君
梅津 錦一君	堀 眞琴君
河崎 ナツ君	三木 治朗君
門田 定藏君	井上 なつあ君
羽生 三七君	岩本 月洲君
島 清君	太田 敏兄君
安部 定君	伊藤 修君

吉川 末太郎君 天田 勝正君

田中 信義君 油井 賢太郎君

小畑 哲夫君 鈴木 順一君

平野 善次郎君 入交 太藏君

小杉 繁安君 小林 勝馬君

高良 とみ君 門屋 盛一君

竹中 七郎君 星 一君

大島 定吉君 村尾 重雄君

鈴木 清一君 齋 武雄君

鬼丸 義賢君 稻垣 平太郎君

岡田 宗司君 森下 政一君

小泉 秀吉君 塚本 重藏君

中井 光次君 木内 四郎君

櫻内 辰郎君 山田 佐一君

黒田 英雄君 遠山 丙市君

森田 豊壽君 黒川 武雄君

一松 政二君 深水 六郎君

仲子 隆君 境野 清雄君

國 伊能君 水久保 基作君

國務大臣 岡田 勢一君

運輸大臣 栗栖 勉夫君

國務大臣 若米 地義三君

政府委員 永野 重雄君

(第一副長官) 石原 武夫君

(經濟安定本部副長官) 今井 一男君

(生業局長) 大森 事務官

(給與局長) 加賀山之雄君

(鐵道局長) 加賀山之雄君

運輸事務官

定價 一部二四二十錢

所行第

東京都新宿区市ヶ谷木村町
電話九段五三一
振替東京一九〇〇〇〇
印刷局